



子育て支援

児童家庭相談室

児童家庭相談室では、子どもに関するあらゆる悩みごと・困りごとなどに対し、専任の相談員がどうしたら解決できるか、相談者と一緒に考えます。相談は無料で、秘密は固く守られます。ひとりで悩まず、まず電話してください。

(相談専用電話)025-550-1008

- ◆相談日 月曜日～金曜日(土・日・祝日・年末年始休み)
- ◆時間 午前8:30～午後5:00
- ◆場所 糸魚川市役所1階 福祉事務所子育て支援室内

問い合わせ先
糸魚川市福祉事務所
TEL.025-552-1511

児童手当

国の制度で、12歳以下の子どもがいて、一定の所得以下の家庭に対して支給されます。



児童の年齢及び出生順位		支給月額 (1人につき)
3歳の誕生日分まで	出生順位にかかわらず	10,000円
3歳の誕生日の翌月分から	第1子・第2子	5,000円
	第3子以降	10,000円

※子どもが日本にいないくて、養育している場合は、別途書類が必要です。



乳幼児医療費助成

糸魚川市では、0歳から小学校6年生までのお子さんの医療費の助成をしています。(ただし所得制限があります)

診療内容	対象年齢	お医者さんに払う金額
入院	0歳から小学校卒業まで	1,200円/日
通院	0歳から小学校入学前まで	530円/回



介護保険

日本では、高齢化が進む一方、高齢者を介護する若い世代の人口が減るなど、家族だけで介護を支えていくことが難しくなりつつあります。

介護保険制度は、このような問題を社会全体で捉え、誰もが安心して老後を迎えられるようにという考えのもとに生まれました。介護サービスを利用するためには、糸魚川市に申請をして「介護や支援が必要な状態である」と認定される必要があります。

窓口で申請すると、訪問調査や審査を経て、介護が必要な状態かどうか、またどのくらいの介護が必要であるかが決められます。

問い合わせ先
糸魚川市福祉事務所
TEL.025-552-1511



育儿支援

儿童家庭咨询室

儿童家庭咨询室,对有关孩子的所有烦恼、困惑等,怎样才能解决这些问题,有专职的咨询员与咨询者一起商量解决。咨询是免费的、同时也会保护您的隐私。不要独自一个人烦恼,请打电话过来。

(咨询专用电话)025-550-1008

- ◆咨询日 星期一至星期五(六、日、节日、年末年初休息)
- ◆时间 上午8:30至下午5:00
- ◆地点 糸鱼川市政府一楼,福利事务所育儿支援室内

咨询处
糸鱼川市福利办公室
TEL.025-552-1511

儿童补贴

根据日本国的制度,向家庭收入在收入限额以内、有12岁以下孩子的家庭发放儿童补贴。



儿童的年龄以及出生顺序		月支付额 (每人每月)
到3岁生日时	出生顺序不变	10,000日元
满3岁生日的下月开始	第1个和第2个孩子	5,000日元
	第3个孩子之后	10,000日元

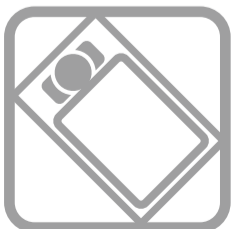
孩子不在日本抚养的情况,另外需要资料。



婴幼儿医疗费补助

在糸鱼川市,从0岁到小学6年级为止的儿童为主,有医疗费补助。(但是有收入限制)

诊治项目	对象年龄	支付给医院的金额
住院	0岁到小学毕业为止	1,200日元/天
看病	0岁到小学入学为止	530日元/次



看护保险

在日本,老龄化在年年增加,看护高龄者的年轻一代减少等原因,光靠家属看护是非常困难的。看护保险制度是在各种复杂的社会问题之下诞生的,能让每个人都能安心度过自己的晚年。接受看护服务时,先向糸鱼川市申请,[看护和支援状态]的必要性鉴定到窗口申请时,经过家庭访问和审查,需不需要看护,以及决定看护的程度。

咨询处
糸鱼川市福利办公室
TEL.025-552-1511